

議案第 4 号

日高町地域公共交通計画策定支援業務に係る取扱いについて

日高町地域公共交通計画策定支援業務について、次のとおり提案します。

1 業者選定

本業務は、日高町の地域公共交通の現状・問題点、課題の整理を行い、住民ニーズに対応した公共交通や日高町のまちづくりとの整合、並びに交通事業者間の調整を行いながら、公共交通マスタープランとなる地域公共交通計画を策定するものである。

地方自治法においては、地方公共団体の契約方法は一般競争入札が原則とされていますが、日高町地域公共交通活性化協議会においては、本業務内容に精通し北海道内での業務実績のある業者を選定する必要があることから、また、指名選考委員会規定を設けていないため、日高町財務規則 133 条（指名競争入札の参加者の指名）に基づき令和 5・6 年度日高町指名業者名簿に登録のある業者 3 者以上を指名し、予定価格の範囲内での最低価格者の決定（地方自治法第 234 条第 3 項）にあつては、見積合せによる随意契約を締結することとする。

根拠法令等

日高町財務規則 第 133 条

2 今後のスケジュール

別紙 4 のとおり

- (1) 見積案内 令和 5 年 5 月 24 日
- (2) 見積合わせ 令和 5 年 6 月 1 日
- (3) 契約締結 令和 5 年 6 月 1 日
- (4) 契約期間 令和 5 年 6 月 5 日～令和 6 年 3 月 22 日

3 地域の公共交通の現況・問題点のわかる地図、公共交通マップ等

別紙 4 のとおり